

編集発行

川口市議会議員

宇田川 好秀

埼玉県川口市安行1117

TEL.048-294-3131

FAX.048-296-7070

印刷/コスモプリンツ株式会社

【討議資料】

うだがわよしひで

緑豊かな街づくり

宇田川好秀

市議会ニュース

vol.120(2023年10月)



川口市狭あい道路の拡幅等に関する条例の制定について

内容

安全な市街地の形成及び良好な居住環境に寄与するため、狭あい道路の拡幅整備の促進並びに狭あい道路及び後退用地の適切な維持管理について必要な事項を制定するもの。

①制定の内容

- (1)後退用地に接する敷地等に建築物を建築等しようとする建築主は、あらかじめ市長に狭あい道路の拡幅整備に係る事前協議を申し入れなければならないこととするもの。
- (2)市長は、建築主が正当な理由なく事前協議の申し入れを行っていないと認めるときは、当該建築主に対して協議を行うよう勧告することができることとし、特に必要があると認めるときは、勧告した旨を公表することができることとするもの。
- (3)市長は、事前協議において市が整備を行う必要があると認めた後退用地について、拡幅整備に係る工事を行うこととするもの。
- (4)狭あい道路及び後退用地の土地所有者等は、当該土地に通行の支障となる物件を設置しないこと等、当該土地を適切に管理しなければならないこととするもの。
- (5)市長は、狭あい道路等に係る土地所有者等が、当該土地に緊急自動車の通行の支障となる物件を設置した場合は、土地所有者等に通行の確保のための措置をとることを勧告をすることができることとするもの。
- (6)前項の勧告を受けた者が、正当な理由なく当該措置をとらないときは、その者に当該勧告に係る措置を命ずることができることとし、当該命令の内容を公表することとするもの。

②施行期日 令和6年7月1日

狭あい道路拡幅整備事業について

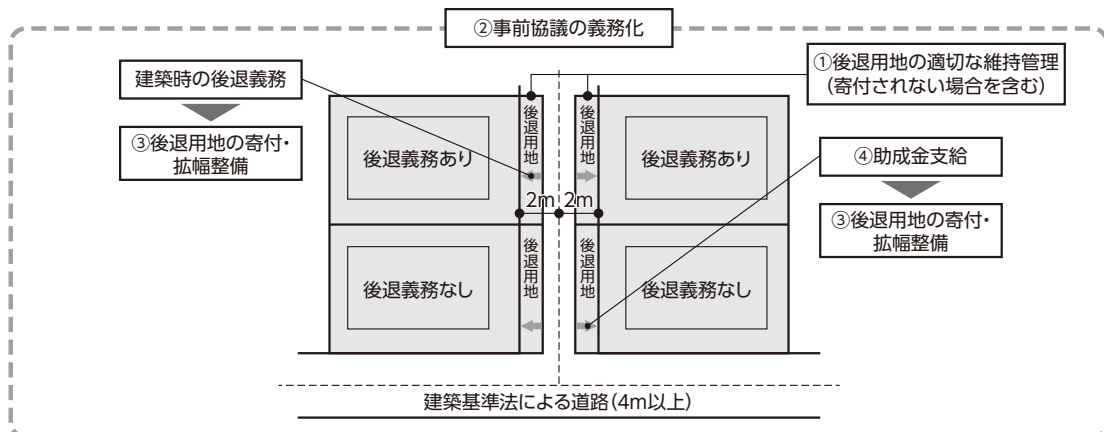
- 本市には、多数の狭あい道路(幅員4m未満の道路)が存在し、災害時の緊急用車両の通行や、日常時の歩行者等の通行に支障。



- 狭あい道路に面している敷地は、建築時に、道路中心線から2m後退する必要があるが、後退用地に自動販売機を設置している事例が散見される一方、建築確認の99.9%は民間機関に申請されており、市として事前に指導を行いつらい状況。また、角敷地など、そもそも後退義務のない敷地が存在。



- こうした状況を踏まえて、条例を制定し、①後退用地の適切な維持管理を義務化するとともに、当分の間は公道に限定して、②事前協議の義務化や、③後退用地の寄付・拡幅整備を行っていくこととしたい。また、本年度より、④後退義務のない後退用地への助成金支給を開始。



- 8月の特別委員会で上記の方針を報告した上で、9月議会で条例議案が可決されており、令和6年7月に施行を予定。